

星美学園短期大学公的研究費に係る内部監査規程

(目 的)

第1条 この規程は、星美学園短期大学公的研究費取扱基本規程（以下「基本規程」という。）第25条第2項に基づき、星美学園短期大学（以下「本学」という。）における学術研究のために国等から交付される公的研究費に係る内部監査に関する基本的な事項を定め、もって公的研究費の不正執行を未然に防止し適正執行の推進を図ることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において、次の各号に定める用語の異議は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 内部監査（以下「監査」という。）とは、本学の内部の者が、公的研究費の運営及び管理を、法令及び学校法人星美学園（以下「学園」という。）諸規程に照らし、検証し、評価することをいう。
- (2) 公的研究費及び研究者等については、基本規程第2条第1項第1号又は第7号と同じである。
- (3) リスクアプローチとは、全ての項目に対して総括的に監査を行うのではなく、財務諸表の重要な虚偽表示に繋がるリスクのある項目に対して重点的に監査資源を投入し、効果的・効率的に監査を行う手法である。

(監査の対象・方法)

第3条 監査の対象は、本学の公的研究費に関する業務全般を対象とする。

- 2 監査の手法は、リスクアプローチに基づいた監査とする。

(公的研究費監査委員会)

第4条 内部監査を行うための機関として、公的研究費監査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、年度始めに開催される定例委員会と、必要に応じて開催される臨時委員会からなる。
- 3 委員会は、本学における公的研究費管理の最高管理責任者の直轄部門

と位置付ける。

(委員会の構成・任期・補助者・委嘱)

第5条 委員会は、委員若干名で構成され、うち1人を委員長とする。

2 委員長及び委員は、学園職員の中から、学長が指名する。

3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員は、その職務を代理し又はその職務を代行する。委員長の指名なきときは、委員の互選による。

4 委員の任期は、2年とし、重任を妨げない。任期満了後であっても、後任者が決定するまでは、その職務を行うものとする。

5 委員会は、会務の円滑な運営を図るため、本学職員の中から若干名の補助者を置くことができる。

6 委員会は、学長の許可を得て、委員以外の外部専門家に監査業務を委嘱することができる。

(委員会の運営)

第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長は、委員の3分の1以上の要請があったときは、委員会を招集しなければならない。

3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き議決することができない。

4 委員会は、監査対象案件、監査内容その他の監査に関する事項について、審議決定する。

5 委員会の決議は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

(監査の方法)

第7条 監査は、原則として毎年実施することとし、委員会がこれを行う。

2 監査の方法は、次の各号のとおりとする。

(1) 通常監査

各種申請書、証憑等の書類により以下の事項を監査する。必要に応じて研究者等、取引業者等関係者へのヒアリングを行うことができる。

ア 直接経費の管理状況

- イ 公的研究費の使用に関する書類の整理・保管状況
- ウ 物品購入等の事務手続（発注・受入・登録等）
- エ その他通常監査に必要な事項

(2) 特別監査

通常監査に加えて、物品確認等の事実確認を行い、より詳細に以下の事項を監査する。必要に応じて研究者等、取引業者等関係者へのヒアリングを行うことができる。

- ア 購入物品の使用状況等
- イ 短期雇用者の勤務実態
- ウ 出張に関する実態
- エ 経費の合算・混同使用等の有無
- オ その他特別監査に係る必要な事項

3 委員会は、学園の監事及び公認会計士と連携し、その助言を活用することができる。

(監査の対象)

第8条 監査は、監査を行う年度の前年度実績分を対象とし、前条に定める通常監査は、監査を行う当該年度の科学研究費の採択件数の10%以上の件数、特別監査は、通常監査の対象となった件数の10%以上の件数を対象とする。

(委員の権限)

第9条 委員会の委員は、次の行為をすることができる。

- (1) 被監査部門の関係者に対し、帳票及び諸資料の提出並びに事実の説明その他監査実施上必要な事項の説明を求めること。
- (2) 監査実施上必要と認められる各種会議への出席又は議事録の閲覧をすること。

(被監査部門の義務)

第10条 被監査部門は、円滑かつ効果的に監査が実施できるよう積極的に協力しなければならない。

(委員の遵守義務)

第11条 委員会の委員は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 事実に基づいて監査を行い、常に公正に判断すること。
- (2) 業務上知り得た事項を正当な理由なく他に遺漏しないこと。
- (3) いかなる場合においても被監査部門の業務の処理・方法等について、直接指揮命令をしないこと。

(監査の実施)

第12条 委員会は、監査の実施にあたり、予め監査日時・対象者について、学長に承認を得るものとする。

(監査の通知)

第13条 委員会は、監査の実施にあたり、予め監査対象者に通知するものとする。ただし、緊急又は特に必要と認められる場合は、事前に通知することなく監査を実施することができる。

(監査結果の報告)

第14条 委員会は、監査の実施後、被監査部門に対し、その結果及び所見について講評を行い、監査結果の報告書を作成し、学長に報告しなければならない。

(改善是正の措置)

第15条 学長は、改善又は是正の必要があるものについては、該当する研究者の部局責任者を通してその措置を命じるものとする。

2 前項の措置を命じられた部局責任者は、直ちにその措置を取り、学長に報告しなければならない。

(監査結果の事後確認)

第16条 委員会は、必要があると認められたときは、監査結果の改善事項について、監査対象者に事後確認を実施する。

(規程の改廃)

第17条 この規程の改廃は、教授会の意見を聴いた上で、理事会が行う。

附 則

- 1 この規程は，平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規程は，令和5年1月14日から施行する。